

## 「広島県の新型コロナウイルス感染症行政検査・臨床検査の保存検体を用いた 新型コロナウイルス関連検査の有用性に関する疫学的研究」について

### ○ 研究の意義・目的

2019年12月、中国武漢より報告された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、瞬く間に世界的な流行(パンデミック)となりました。その後も、COVID-19の猛威は衰えることなく、新たな変異株の出現による感染拡大に対し世界中が苦慮しています。

本研究では、広島県内のCOVID-19感染症の患者の試料・情報を使用し、ウイルスゲノム解析及び感染経路の推定や感染伝播の実態解明により、COVID-19に対する効果的な対策立案に資する有用な知見を得ることを目的としています。

### ○ 研究対象者

2020年3月1日から2025年3月31日までに、広島県内で新型コロナウイルス感染症行政検査(広島市・呉市・福山市管轄分を除く。)を受け、陽性と判定された方を対象とします。

### ○ 研究方法

本研究では、通常の行政検査目的で採取した検体(鼻咽頭ぬぐい液、唾液等)の余り又は、新型コロナウイルスゲノム情報と背景情報を用いて行います。背景情報の内容は別紙のとおりです(個人が特定出来る情報は含まれていません)。

また、検体等はすべて広島県において対象者を識別できないように個人情報を加工した上で広島大学に手渡しで提供されます。検査および解析は広島大学で行います。

### ○ 利用し、又は提供する試料・情報

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査を受け、陽性と判定された方の残余検体(鼻咽頭ぬぐい液、唾液等)又は検体から得られた新型コロナウイルスゲノム情報及びその背景情報(別紙参照)

### ○ 外部への試料・情報の提供：広島大学から外部への提供はしません。

### ○ 利用または提供を開始する予定日

広島大学における実施許可日(2020年7月28日)以降

### ○ 試料・情報の代表管理責任者

広島大学 大学院医系科学研究科 疫学・疾病制御学 特任教授 田中 純子

### ○ 研究期間 2020年7月28日～2025年3月31日

### ○ 個人情報の保護について

調査内容につきましては、プライバシー保護に十分留意して扱います。情報が個人を特定する形で公表されたり、第三者に知られたりするなどのご迷惑をお掛けすることはありませんのでご安心ください。

不明な点がございましたら下記のところまで、電話、電子メール等によりお問い合わせください。

\*研究に試料・情報を提供しない場合は下記問い合わせ先へお申し出ください。試料・情報を提供しないことにより、今後の診療等に不利益が生ずることはありません。(別紙参照)

(研究代表責任者)

〒734-8551 広島市南区霞 1-2-3

Tel : 082-257-5161

広島大学 大学院医系科学研究科 特任教授 田中純子

(研究に試料・情報を提供しない場合の問い合わせ先)

〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目 6-29

TEL 082-255-7131 FAX 082-252-8642

E-mail [hkcsoumu@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:hkcsoumu@pref.hiroshima.lg.jp)

広島県立総合技術研究所保健環境センター センター長 波谷 一宏

別紙

1 試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称  
研究機関 広島大学

所 属	職 名	氏 名
医系科学研究科 疫学・疾病制御学	特任教授	田中 純子
広島大学病院 感染症科	教 授	大毛 宏喜
医系科学研究科 公衆衛生学	教 授	久保 達彦
医系科学研究科 細胞分子生物学研究室	教 授	田原 栄俊
医学科学研究科 ウイルス学	教 授	坂口 剛正
医系科学研究科 免疫学	教 授	保田 朋波流

県一連番号	県が付与する一連番号、県（保健所設置市以外）が公表する場合は県の公表番号となる。
判明日	陽性であることが判明した日
発症日	新型コロナウイルス感染症の発症日。無症状で陽性となった場合は「無症状」。
入院日	宿泊施設・病院への入院等日
退院日	同退院等日
年代	何十歳台で表現
性別	
入院時の症状	発熱、咳など
症状の度合	軽症、中等症、重症。死亡等の情報を含む。
行動歴・接触者等の関連情報	県外往来の有無、濃厚接触者情報（接触者有無、関連施設等）、接触者の公表番号、濃厚接触者数など
感染経路	判明、不明等
ワクチン接種歴	未接種、1回、2回等
変異株	アルファ株、デルタ株、オミクロン株など特定の変異株情報、変異株 PCR 検査結果等

2 背景情報の項目

3 研究に試料・情報を提供しない場合の手続き（広島県において対応）

「研究に試料・情報を提供しない場合の問い合わせ先」へ連絡してください。

広島県は、試料（行政検査目的で採取した検体の余り）・新型コロナウイルスゲノム情報を提供された方又はその代理人の方から提供停止を求める旨のお申し出があった場合には、試料・情報提供者が識別される試料・情報を提供しません。

広島大学における解析後、2の背景情報の提供を行います。

この時点で提供しない旨の申し出があった場合は、背景情報の提供を行いません。

既に試料・情報が提供されていた場合は、広島大学に対し、試料・情報を廃棄するよう申入れます。（下記フローを参照してください。）

